

平成29年10月13日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

高速増殖原型炉もんじゅ及び原子炉廃止措置研究開発センターの
原子力事業者防災業務計画の修正に伴う関係自治体との協議の開始について
(お知らせ)

当機構は、毎年、原子力災害対策特別措置法^{*1}（以下「原災法」という。）に基づき、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）及び原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の原子力事業者防災業務計画^{*2}（以下「防災業務計画」という。）の見直しを検討していますが、今年度の修正案について、同法に基づき本日から、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体

	「もんじゅ」 防災業務計画	「ふげん」 防災業務計画
所在都道府県	福井県	福井県
所在市町村	敦賀市	敦賀市
関係周辺都道府県	滋賀県 岐阜県	滋賀県

2. 防災業務計画修正案の概要

- ・原災法命令^{*3}の改正に伴う修正
- ・原災法施行令^{*4}の改正及び原子力規制委員会告示^{*5}に伴う「ふげん」の関係周辺都道府県の変更
- ・原災法に基づく通報、連絡等様式の事業者間統一
- ・応急措置の概要報告に係る適切な間隔かつ継続して報告する運用の明確化

3. 防災業務計画の修正予定日

平成29年12月22日（金）

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画（防災業務計画）

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、及び、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

※3：原災法命令

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」（平成29年8月1日改正公布、10月30日施行予定）であり、防災業務計画に記載すべき事項を定めている。

※4：原災法施行令

「原子力災害対策特別措置法施行令」（平成29年7月7日公布・施行）であり、関係周辺都道府県知事の要件を定めている。

※5：原子力規制委員会告示

「原子力規制委員会告示第6号」（平成29年7月7日制定）であり、原災法施行令第2条第2項の規定に基づき、「ふげん」の周囲30kmの区域内にある岐阜県の当該区域において、「ふげん」に係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が定めている。

別紙：高速増殖原型炉もんじゅ及び原子炉廃止措置研究開発センター 原子力事業者
防災業務計画修正案の概要

以 上

高速増殖原型炉もんじゅ及び原子炉廃止措置研究開発センター
原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	<p>〈第2節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原災法命令で新たな要求事項となった各施設及び設備の定義を明記 ・関係周辺都道府県の定義から岐阜県を削除（「ふげん」のみ該当）
第2章 原子力災害事前対策の実施	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び訓練の実施等	<p>〈第3節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設事態即応センター及び原子力事業所災害対策支援拠点に確保する原子力防災関連資機材等を明記 <p>〈第5節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの施設の機能等を明記 ・緊急時対策支援システムの整備及び運用について明記 <p>〈第8節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策を実施するために必要な遠隔機材の管理、操作等を行うための機構内運用体制の明記
第3章 緊急事態 応急対策 の実施等	緊急時活動レベル（EAL）により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な連絡・通報、体制の確立、並びに情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等	<p>〈第1節、2節、3節〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原災法に基づく通報、連絡等様式の見直し ・応急措置の概要報告に係る適切な間隔かつ継続して報告する運用の明確化
第4章 原子力災害 中長期 対策の実 施	原子力緊急事態解除宣言があった以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等	—
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等	—

・防災業務計画修正案は、原災法第7条第1項に基づき検討した結果、修正の必要があると判断したことから、同条第2項により協議を行うために作成したものの。